３　合併後3年以内に調整すると確認された事業の調整状況

久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷲宮町合併協議会で確認された合併協定項目のうち、合併後3年以内に調整するとされた16事業について、令和5年3月31日現在の調整状況をお知らせします。

（1）平成24年度（合併後3年以内）調整完了事業　9事業

	事業名	調整状況	担当課
1	要援護者見守り支援体制	平成23年8月から、旧久喜市の例により市内全地区を対象に要援護者見守り支援制度への登録者募集を行い、登録者名簿の作成を行った。また、平成24年1～2月に、久喜地区・菖蒲地区・栗橋地区・鷲宮地区の各地区において、区長、民生委員・児童委員、自主防災組織の代表者を集めた説明会を開催し、制度の説明を行うとともに、登録者名簿の提供を行った。	社会福祉課
2	ごみの排出・収集体制	ごみの分別・資源化については、内部検討により調整を進め、平成23年10月から八甫清掃センター管内（栗橋・鷲宮地域）において、プラスチック容器包装及び布類の分別・資源化を開始することにより、概ね管内の統一を完了した。 ごみ袋の指定については、廃棄物減量等推進審議会に諮問し、「燃やせるごみ及び燃やせないごみの2種について導入すべし」との答申結果を尊重し、平成24年4月から全域統一の指定袋を導入した。	資源循環推進課（久喜宮代衛生組合）
3	下水道整備計画	下水道法に基づく事業認可の申請に併せて、下水道整備の計画を作成し、平成24年3月30日に埼玉県知事から事業計画の変更認可を受けた。	上下水道経営課
4	下水道使用料及び負担金	新しい下水道使用料及び受益者負担金の統一改定案を、久喜市下水道・農業集落排水事業運営審議会に諮問し、答申が出されたところである。これを基に、平成24年9月定例会において、関係条例・規則等が可決され、平成25年度から新しい使用料で賦課している。	上下水道経営課
5	農業集落排水使用料及び分担金	新しい農業集落排水使用料及び分担金の統一改定案を、久喜市下水道・農業集落排水事業運営審議会に諮問し、答申が出されたところである。これを基に、平成24年9月定例会において、関係条例・規則等が可決され、平成25年度から新しい使用料で賦課している。	上下水道経営課
6	行政改革推進事業	平成24年3月に「久喜市行政改革大綱」の策定が完了した。同大綱は、平成24年度から平成28年度までの5ヵ年を計画期間としており、継続的に行政改革に取り組んでいる。	企画政策課
7	農業集落排水事業	農業集落排水事業は、久喜地区及び菖蒲地区において実施をしているが、維持管理の方法などについて、平成24年度に再編が完了した。	上下水道経営課 下水道施設課
8	地区関連行事	各地区体育祭実行委員会へのアンケート結果を基に、地区のコミュニティの推進の場として体育祭を位置づけ、現行どおりの運営方法で実施していくこととした。	生涯学習課
9	総合振興計画	平成25年3月に策定済みである。	企画政策課

（2）平成25年度（合併後4年）調整完了事業　5事業

	事業名	調整状況	担当課
1	自立支援デイサービス事業	平成23年度は、久喜地区10会場に加え、菖蒲・栗橋・鷲宮地区において各1会場の計13会場で実施した。 平成24年度は、菖蒲・栗橋地区で各2会場・鷲宮地区4会場において新たに実施し計21会場となり、さらに平成25年度は、菖蒲地区の2会場で新たに実施し、計23会場で実施した。	高齢者福祉課
2	一般廃棄物処理手数料	審議会の答申を基調として条例を改正しており、粗大ごみ処理手数料については平成23年10月から管内統一を完了している。また、その他一般廃棄物処理手数料（家庭系・事業系・犬猫等動物死体）についても、平成25年10月から管内統一した手数料とした。	資源循環推進課（久喜宮代衛生組合）
3	商工会補助事業及び商工会合併の促進	平成24年6月に市内4商工会の合併基本協定書の調印を行い、平成25年12月1日に合併した。	久喜ブランド推進課
4	地区のコミュニティ協議会	4地区のコミュニティ推進協議会による再編（地区コミュニティ組織の拡充）に向けた検討会議を開催するとともに、自治振興課及び各総合支所市民課にて再編に向けた調整を進めた。 その結果、久喜地区において、3つの小学校区で地区コミュニティ協議会が設立された。	市民生活課
5	生涯学習基本構想・基本計画	久喜市生涯学習推進計画（まなびすとプラン）として平成26年2月に策定した。	生涯学習課

（3）平成26年度（合併後5年）調整完了事業　1事業

	事業名	調整状況	担当課
1	緑の基本計画	平成26年11月に「久喜市緑の基本計画」を策定した。	環境課

（4）令和4年度調整中事業　1事業

	事業名	調整状況	担当課
1	し尿・浄化槽汚泥等の収集体制及び処理手数料	し尿等の収集体制及び処理の手数料について、平成25年2月8日に久喜宮代衛生組合から、同組合の廃棄物減量等推進審議会に対し、「し尿・浄化槽汚泥等の収集体制及び手数料について」諮問したところ、平成27年2月3日に「収集手数料については、八甫清掃センター管内において許可事業者が徴収している手数料を基本として3年間で段階的に統一し、収集体制については、収集手数料の統一に合わせて、現在八甫清掃センターで実施している「許可方式」に移行することが適当である」との答申を得たところである。 これを受け、浄化槽汚泥処理手数料については、平成28年度に久喜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正し、浄化槽汚泥の処分に係る手数料を菖蒲地区でも他地区と同様に徴収することとしたことから、当該手数料については久喜市全域で統一された。 また、し尿処理手数料については、久喜宮代衛生組合で平成27年度に改正を行い、久喜地区の手数料を平成28年度から3年間で段階的に引き上げることで、平成30年度に栗橋鷲宮地区及び菖蒲地区と同水準に統一された。 さらに、浄化槽汚泥の収集体制については、合併以前より全ての地区が許可方式をとっていたため、すでに統一が図られている。 一方、し尿の収集体制については、栗橋地区と鷲宮地区が許可方式で、久喜地区と菖蒲地区が委託方式であることから、現在も統一されていない状況にあるが、許可方式での統一方針を令和2年11月に示し、これまで、久喜宮代衛生組合やし尿収集事業者と統一に向けた協議を重ねてきたところである。 今後、し尿処理施設の八甫清掃センターへの集約化が令和6年度に計画されており、これに併せ、収集体制についても統一していく。	資源循環推進課 （久喜宮代衛生組合、北本地区衛生組合）

※事業の詳細については、事業担当課にお問い合わせください。